

飼料製造業者の皆様へ

＜食品の基準値を超えない畜水産物の生産のために＞

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、有害物質混入防止ガイドラインに則り、確実に工程管理を行いましょ

1 輸入飼料原料から生産された配合飼料は、放射性物質に汚染されているリスクは低いと考えられますが、国産農作物・水産物に由来する米ぬか、ふすま、魚粉などの様々な飼料原料が流通するため、全ての飼料を対象に放射性セシウムの暫定許容値を設定しています。

＜飼料中の放射性セシウムの暫定許容値＞

| | | |
|------------------|-----------|--|
| 牛・馬用飼料 | 100 Bq/kg | 濃厚飼料：製品重量 粗飼料：水分含有量8割 ^ベ -ス |
| 豚用飼料 | 80 Bq/kg | |
| 家きん用飼料 | 160 Bq/kg | |
| 養殖魚用飼料（観賞魚用を除く。） | 40 Bq/kg | （製品重量） |

- 2 このため、飼料製造業者の皆様は、有害物質混入防止ガイドラインに則り、
- ① 放射性セシウムに関する国産農畜水産物のモニタリングデータ等を勘案して、
 - ② 供給者と需要者間で協議の上、放射性セシウムに関する取引規格を定め、
 - ③ 暫定許容値や取引規格を遵守するための製造手順や、原料や製品中の放射性セシウムの含有量の確認などの手順等を定めて、製造・品質管理を適正かつ確実にを行い、
- 給与する段階の飼料が暫定許容値を下回るよう、工程管理を行いましょ
- 3 なお、米、麦から派生するふすま、米ぬか等の飼料を利用する場合は、事前に精米、製粉、精麦、米油製造、配合飼料製造等の関係事業者が協議し、給与する段階の飼料が暫定許容値を下回るようにしましょ
- 4 また、養殖魚用飼料に用いる水産物や魚粉など、その他の国産飼料原料についても、農畜水産物の放射性セシウムのモニタリングデータ等を勘案して、関係事業者が協議して工程管理を行いましょ

このことに関するお問い合わせは

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 飼料安全基準班
代表：03-3502-8111（内線4546）ダイヤルイン：03-6744-1708
香川県農政水産部畜産課 総務・経営グループ 087-832-3430